

令和2年5月第2回臨時会会議録

令和2年豊郷町議会5月第2回臨時会は、令和2年5月22日豊郷町役場内に招集された。

1、当日の出席議員は次のとおり

1 番	日比野 雄 二
2 番	辻 本 勇
3 番	中 島 政 幸
4 番	村 岸 善 一
5 番	前 田 広 幸
6 番	高 橋 直 子
7 番	北 川 和 利
8 番	西 澤 博 一
9 番	鈴 木 勉 市
10 番	西 澤 清 正
11 番	河 合 勇
12 番	今 村 恵美子

2、当日の欠席議員は次のとおり

な し

3、地方自治法第121条の規定に基づき提案理由の説明のため出席を求めたる者は次のとおり

町 長	伊 藤 定 勉
教 育 長	堤 清 司
総 務 課 長	北 川 貢 次
総 務 課 長	山 田 裕 樹
企 画 振 興 課 長	清 水 純 一 郎
教 育 次 長	馬 場 貞 子

4、当日の会議に職務のため出席した者は次のとおり

議 会 事 務 局 長	神 辺 功
書 記	久保川 真由美

5、提案された議案は次のとおり

議第37号 町長等の給与の特例に関する条例案

議第38号 令和2年度豊郷町一般会計補正予算（第2号）

河合議長 おはようございます。少し早いですけども、開会いたします。ただいまから令和2年5月第2回豊郷町議会臨時会を開会いたします。

(午前8時45分)

ただいまの出席議員は12名で、会議開会定足数に達しております。よって、第2回臨時会は成立いたしました。本日の会議を開きます。

最初に、留意事項をご説明いたします。会議規則に基づき規則を遵守願います。お手元の携帯電話、スマホの電源をお切りになるか、あるいはマナーモードに切りかえていただきますようお願いいたします。また、会議中はみだりに発言し、騒ぎ、その他、議事の妨害となる言動をお慎みください。また、採決の際はみだりに離席をしないようお願いいたします。そうした中でも特にお願いをしておきたいことは、発言は全て簡明にするものとし、議題外にわたり、またはその範囲を超えた発言はされませんようお願いいたします。会議規則の規定を尊重し、円滑なる議会の運営にご協力のほどをお願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第120条の規定により、4番、村岸善一議員、5番、前田広幸議員を指名いたします。

日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

議 員 異議なし。

河合議長 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決しました。

日程第3、議第37号町長等の給与の特例に関する条例案を議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

河合議長 町長。

伊藤町長 皆さん、おはようございます。提案説明の前に一言御礼を申し上げます。

本日、令和2年第2回豊郷町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様には公私何かとご多用の中ご参集を賜り、心より厚く御礼申し上げます。また、皆様には平素より本町の行政運営に対しまして格別のご理解を賜っておりますことに対しましても、重ねて厚く御礼申し上げます。

本臨時会には、条例制定案件1件、補正予算案件1件を提案させていただいておりますので、どうぞよろしくようお願い申し上げます。

それでは、議第37号町長等の給与の特例に関する条例案についてご説明申し上げます。

このたびの新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、全国的に経済が疲弊し、住民や事業者の皆様も大変厳しい経済状況にあります。町といたしましても、感染防止や経済支援といった幅広い対策を行っているところでございます。現在の状況を鑑み、町長、教育長は6月期末手当を全額返上しようとするものであります。よって、6月1日基準の期末手当は支給しない旨の条例を制定するものです。ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

河合議長　　これより質疑を行います。質疑はありますか。

高橋議員　　議長、6番。

河合議長　　高橋さん。

高橋議員　　それでは、議第37号町長等の給与の特例に関する条例案について質疑をいたします。いつ、この決断をなさったのか、町長と教育長がどのような協議をなさったのかを伝えてください。そして、これはどのように使われる、町に返還されるんだと思うんですけども、何を目的に使われるということを想定されていますか。よろしくお願ひします。

伊藤町長　　議長。

河合議長　　町長。

伊藤町長　　それでは、6番、高橋議員の質疑にお答えします。

最終決断いたしましたのは5月8日であります。教育長には12日の日、どのように対応していくか、こうこうこういう話でというお話をさせていただいたところ、私も同様に町長と歩調を合わせていくというようなお答えをいただき、それで、総務課長には4月の末ぐらいから何らかの対策をするということをお伝えおきまして、最終的には、総務課長には12日の4時頃に、教育長と私の分は返上するという旨の条例改正を頼むということをお願いしました。そして、これは返上ではありません。支給しないということでもありますので、それを町財政として使っていただけるんか、大それたことじゃないです。今回はちょっと、ご辞退するというところでございますので、ご理解賜りたいと思ひます。

河合議長　　高橋さん、再質疑はありますか。

高橋議員　　結構です。

河合議長　　ほかに質疑はありますか。

議　　員　　なし。

河合議長　　ないようでありますから、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

今村議員 議長、反対討論。

河合議長 討論の申し出があります。これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。今村さん。

今村議員 議第37号町長等の給与の特例に関する条例案につきまして、反対討論を行います。

豊郷町の職員、特別職も含めて、町の服務規程の宣誓書には、日本国憲法を尊重し、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することをかたく誓いますと、こういったことを町執行部、職員、ここにおられる皆さんはそういうもとで日々職務をされていると思っております。

今回のコロナウイルスの状況を鑑み、町長、教育長の期末手当を、今回支給しないという条例改正案ですが、そういうことを今することではなく、本来でしたら、本当に今、緊急事態宣言は解除されておりますが、第2波、第3波、今年度中、本当にコロナ対策を、いかに町が取り組んでいくかということが問われているんです、そのためには、こういったことではなく、町長また教育長、それぞれの部局で今年度予算、当初予算で一般会計50億、特別会計16億ぐらいあります。こういった中で不要不急の予算を今年度組み替えをして、削減をして、コロナ対策費用として新たに構築をしていく、こういった作業が、町長以下、教育長にもその指揮をしていく、こういったことが今一番肝心です。こういったときに、県下の各自治体では各課の中からいろいろな、今困っている、住民の、いかにその人たちを応援するかということの施策を考えて、町独自、市独自で考えておられるときです。こういったことで、私は豊郷の一番不要不急は、庁舎建設費用12億を一旦凍結して、そして見直しをする、また、議会においても不要不急の県外研修はやめるとか、いろんなことができるんです。こういったことをまず、課内、それぞれ管理職の方いらっしゃるんですから、そういったことを全部精査をさせる、こういったことで町民に、このコロナウイルス、本当に国難ともいえるべきこの大事に対して、町が町民の命と暮らしを守る、こういったことに力を入れるのが当たり前の時期に、この程度のパフォーマンスで、町長、教育長で済ましていくような、非常に残念な行為だと思いますので、反対といたします。

河合議長 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。ありませんか。

議員 なし。

河合議長 ほかに討論はありませんか。

議 員 なし。

河合議長 ないようでありますから、これをもって討論を終結いたします。

これより、議第37号について採決いたします。賛成の諸君は起立を願います。

議 員 (起立、なし)

河合議長 起立がありません。よって、本案は否決されました。

日程第4、議第38号令和2年度豊郷町一般会計補正予算(第2号)を議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 はい。

河合議長 町長。

伊藤町長 議第38号令和2年度豊郷町一般会計補正予算(第2号)についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ7,710万円を追加し、歳入歳出予算総額を57億9,680万7,000円とするものでございます。歳入では、国庫支出金6,156万5,000円、繰入金1,553万5,000円を追加するものです。次に歳出では、総務費7,527万2,000円、教育費182万8,000円を追加するものです。

補正予算の主な内容を申し上げますと、歳入では5ページ、款14国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金6,156万5,000円につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金であります。

次に、歳出では6ページ、款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費7,527万2,000円につきましては、特別定額給付金上乘せ給付金事業に係る経費等によるものでございます。次に、款10教育費、項1教育総務費、目3教育振興費166万8,000円につきましては、遠隔地学生生活支援費に係る経費等でございます。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

河合議長 これより質疑を行います。質疑はありますか。

高橋議員 議長、6番。

河合議長 高橋さん。

高橋議員 それでは、議第38号令和2年度豊郷町一般会計補正予算(第2号)につきまして質疑をいたします。6ページの中で、歳出、6ページあります。その中で需用費、一般管理費におきまして需用費と、教育費におきまして需用費とあります。これはフェイスシールドを購入して備蓄しておくとか、学校現場にそ

れを配布する旨、議会運営委員会での説明で分かったんですけども、このフェイスシールドについてはどんなときに使おうと想定しているのか、また、現場との協議はどのような形でなさって、先生方の了解をある程度とっておられるのか、また、子供たちにとっては使い慣れないものを使うということで、戸惑いがあったり、嫌だという声が出ることも想定されますけれども、そのようなことについて教育委員会としてどのようなことを想定して、どんな支援をしようとなさっているのかお聞かせ願えますか。また、学童とか保育園の職員などへの配布等も考えているのでしょうか。

続きまして、総務費の中の一般管理費の中、19負補交におきまして、学生への、失礼しました、これはまた1人1万上乘せが実施されるんですけども、どのような配布方法を想定なさっているのでしょうか。先日と同じような形となっているのでしょうか、お願いします。

そして、教育費の中の負補交につきましては、大学生、遠隔地にいらっしゃる大学生への支援ということなんですけれども、これもどのように、該当する学生をつかんでいかれるのか、いつ頃をめどにこの事業を行おうと思っているのかについて説明をお願いします。

中学校費です。中学校費の16万円の賄い材料費の説明もお願いします。以上です。

総務課長 議長。

河合議長 山田総務課長。

総務課長 高橋議員の質疑にお答えいたします。

一般管理費の需用費、消耗品、フェイスシールドはどんなときに使うかについては、災害があったときに、避難場所に避難された方に、今、コロナウイルスの対策のことも考えなさいということで、本来ならば、離れて座っていくんですけども、避難所が混み合ってきますとやはり飛沫の対策をしなければなりませんので、そのときに使うということと、あと、医療機関の方にも配布を考えております。

次に、特別定額給付金の上乗せの分について、どのような配布方法かということですけども、今の特別定額給付金の支払いしている口座を利用したいんですけども、今の口座は今回限りの情報となっておりますので、その許可をいただいた上での振込が一番速やかにできるのではないかと考えております。以上です。

教育長 議長。

河合議長 堤教育長。

教育長 高橋議員さんのご質疑にお答えいたします。

フェイスシールドの、まず、どのようなときかということではありますが、学校ではいろいろな、マスクを日常は付けるということになっておりますけれど、これから暑い時期、子供たちが息苦しいといったときに、一時的にマスクを外してフェイスシールドを付けるということも考えられます。また、小学校ではこれから鍵盤ハーモニカ、あるいはピアノ等でどうしてもマスクを外さなければいけないところも出てきます。そういった部分でのフェイスシールド、また、中学校では英語の教科等、唇の使い方等も非常に大事なときがありますので、そういった部分、指導者側から生徒の口元が見えるようにというところへんを考えております。また、子供たちの中にはぜんそく等でマスクをずっとかけていることが息苦しく思われる方もおられますので、そういったときに、一時的にマスクを外してフェイスシールドでいうことで対応していくことができるんじゃないかなということを考えております。また、現場の方の了解につきましては、臨時の校園長会でもって、小学校、中学校の現場の先生方の理解も得て購入ということを計上させていただきました。

子供たちへの使い方ではありますが、テレビで見ることはありますが、なかなか現実に使うとなると、抵抗も確かにあるんじゃないかなということはあると思いますが、そこは学年、子供たちの実態に応じて説明していき、子供たちもスムーズに取り付けができる、自分を守る1つの手立てとしてこういうものがあるんだよというところ辺の指導をしていくというところ辺で支援していきたいと、こういうふうに考えています。

また、そのほか、学童あるいは幼稚園、あるいは保育園の職員の分は配付したいと、こういうふうに思っております。必要に応じて、やはりどうしても下学年になるほど接触が多いですので、そういった分では使用していきたいと、こういうふうに思っております。

また、遠隔地支援の学生生活支援金ではありますが、これは該当把握ということで、広報等でもって把握していくということを考えております。いつ頃かということにつきましては、この予算を認めていただきましたら早い段階で広報等、アナウンスしていきたいと、こういうふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

中学校の賄い材料ですが、6月3日から本格的な給食が始まります。それに向けての準備段階ということで、中学生への軽食等を考えております。以上です。

河合議長 高橋さん、再質疑はありますか。

高橋議員 はい。

河合議長 高橋さん。

高橋議員 それでは、フェイスシールドについて、先ほど教育長からの答弁がありましたけれども、これはつまり強制的なものではないという判断でよろしいのでしょうか。もし、どうしても嫌だとか、理解が不可能な子も出てくるんじゃないかなと想定するんですけれども、そういうことで学校現場の先生が手をとられたりするの、本当に気の毒だなと思うんですけども、教育委員会として何か支援をする、学校現場に負担をかけないような支援をする手だて、考えておられるのかどうかをお願いします。

教育長 議長。

河合議長 堤教育長。

教育長 フェイスシールドが強制的かという言葉がありましたけど、僕は強制的という言葉は一言も使っておりません。TPOに応じてというところ辺でご理解いただければということだと思います。以上です。

河合議長 高橋さん、再々質疑はありますか。

高橋議員 結構です。

河合議長 ほかに質疑はありませんか。

鈴木議員 議長。

河合議長 鈴木議員。

鈴木議員 議第38号に対する質疑を行います。簡単な話ですが、この教育振興費の遠隔地学生生活支援金の対象者を教えていただければと思います。大体、私なりに対象者の想像もできるんですが、どのような計算根拠でそうされたのか説明をしておいていただいた方がと思います。

それから、この財源更正について教えていただければと思います。一時管理費の特別定額上乘せ給付金の財源更正、国・県支出金が6,156万5,000円ですが、先ほど提案説明でありましたように、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、5月1日付の内閣府地方創生推進室の数字を見ますと、豊郷町の交付限度額、上限額が6,156万5,000円になっていますから、この額そのものの上限額になっているんですが、こういう認識でいいのかどうかということと、それから、これを見ると補助率が書いてないんですが、要するにアップの交付金限度額まで申請ができるということになるのか、ちょっとそれを教えていただければと思います。

この要件として、今日提案されているわけですが、地方単独事業の交付対象事業は、この令和2年度補正予算に計上されている事業でなければならないと

か、それから先行受付期限が5月20日で、最終受付が5月29日とかになっています。このことが、既に申請済みだと思うんですが、念のために確認をさせていただければと思うんです。この財源更正の限度額ですが、これを読みますと、制度要綱第4の関係で、今回の6,156万5,000円は第一次交付限度額となっていて、その算出根拠も明らかにされていますが、これでは引き出された数字がこの数字なんだと思うんですが、この要綱を見ますと、第二次交付限度額というのがあります。これをちょっと読んでみたんですが、なかなか分かりにくいです。この要綱をそのまま読みますと、緊急経済対策に基づく国の令和2年度補正予算及び令和元年度予備費第1弾、第2弾により実施する別表1及び別表2の国庫補助事業等の地方負担額、地方公共団体の令和2年度予算案に計上されたものに限るの合計額と、さっぱり、最近国から出てくるのはよく分からんなんですが、この第二次交付限度額というのが、豊郷でいくと幾らぐらいに、どういう計算になるのか、見通しになるのか、それから国の、この地方臨時交付金については知事会をはじめとして、この増額の要請をされていて、今度、国で出されるであろう次の補正予算の中でまた増額があるんだろうと思うんですが、その辺の見通しも含めて、今日の時点で分かる範囲で結構ですので、教えていただければと思います。以上です。

教育次長 議長。

河合議長 馬場貞子教育次長。

教育次長 それでは、鈴木議員のご質疑にお答えさせていただきます。

遠隔地学生生活支援金の125万円の根拠ということですが、今現在、大学1回生に相当する子供の数を、住民基本台帳上、調べていただきましたら75名ということでした。あとは県教委からの資料なんですけれども、この3月に大学等へ進学した進学率が54.7%ございました。滋賀県以外の学校への進学率というものが76.3%ありました。という数字をもとに、75名掛ける進学率の54.7%を掛けまして、そこに県外への進学率76.3%を掛けました。そこに、大学生が4年間行くであろうということで4年を掛けさせていただきましたら125名ということで、125万円を計上させていただいた次第です。以上です。

企画振興課長 議長。

河合議長 清水企画振興課長。

企画振興課長 それでは、鈴木議員のご質疑にお答えをさせていただきます。

まず、財源につきましてはお見込みのとおり、この交付金、そのまま充当させていただいております。それと、次に補助率ですが、それもお見込み

のとおり配分上限額が今の六千百幾らですので、そこまでなら10分の10ということで、あと、超えた分は町が負担ということになっていきます。それから日程ですけれども、それも鈴木議員お調べいただいていますとおり、今の第一次交付というのがちょうど今のこの額でございまして、これにつきましては5月の末までが計画の相談期間ということになっていまして、今、町の方としましてはそれの計画を既に、県を通じて国に出しておりまして、その中身の審査をしておられるということで、間もなく答えが来るのではないかなというふうに思っております。

それと、第一次の見込みですけれども、おっしゃるとおり交付要綱、私も今思いますけれども、すごく複雑な計算式で、感染率の高いところはちょっと割り増しになったり、保健所があるところは少し割り増しになったり、人口規模によって上下したりというふうに、いろいろ計算があります。また、いろんな地方6団体を通じて、そもそもの国の予算額の増額のお願ひもされておられるということも聞いておりますし、町としましてもできるだけ多く欲しいなというふうには思っておりますけれども、今のところ、ちょっと幾ら来るかというのは全く見込みが立っていないというふうな状況ですので、また、県なり国なりの通知を待ちたいと思っております。以上です。

河合議長 鈴木議員、再質疑はありますか。

鈴木議員 議長。

河合議長 鈴木議員。

鈴木議員 よく分かりましたが、今、回答の中で第二次補正に向けて、町でも今計画書を作成されているということですが、言いかえれば、それに向けて第3弾の、そういうコロナ対策を計画されているということですが、それはまた、今日の時点ではあれですが、次の計画をされて、コロナ対策を打ち出していただけというふうに理解をしていいのかどうか、その点だけ。

企画振興課長 議長。

河合議長 清水企画振興課長。

企画振興課長 それでは、鈴木議員の再質疑にお答えをさせていただきます。

もちろん、本町といたしましても、今の、この間の7日の分と今日の分だけということは考えておりませんので、また6月議会にも補正予算ございますし、また、その都度状況に応じてさせていただきたいということで、職員一丸となって今検討しておりますので、またご協力をお願いできたらと思います。以上です。

河合議長 鈴木議員、再々質疑はありますか。

鈴木議員 結構です。

河合議長 ほかに質疑はありませんか。

議員 ないようでありますから、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

議員 なし。

河合議長 それでは次に、会議規則第53条に基づき、私が討論の発言をしたいと思っておりますので、地方自治法第106条により、副議長と交代をいたします。

暫時休憩いたします。

(午前9時18分 休憩)

(午前9時20分 再開)

今村副議長 再開いたします。

それでは、地方自治法第106条により、議長の職務を行いますので、よろしく願いいたします。

討論を続けます。ほかに討論はありませんか。

河合議員 議長。

今村副議長 河合勇議員の賛成討論の発言を許します。

河合議員 それでは、議第38号豊郷町一般会計補正予算案(第2号)に対する賛成討論を行います。

今回の補正予算案は、子供たちや医療に従事されている方々への感染防止に向けたフェイスシールドの購入費や、このフェイスシールドは、先ほど来から、その都度付けなくてはならないというときに付けてもらうための備えということでお聞きをしております。その点、よろしく願います。購入費や、豊日中学校でのおにぎり、給食対応のための予算といったことに加えて、特に、新型コロナウイルスの影響で毎日大変な思いで過ごしておられる町民の皆さんを、豊郷町として支援していくとして、1人1万円の給付予算が盛り込まれております。このことは、私自身も、こうした形での支援施策を町として進めていくべきではと考え、行政に求めたいと思っていたことでもあります。ぜひとも進めていただきたいと思うところであります。

特に、1人1万円の給付は、現在町が行っている様々な施策、例えば給食費の無償化や、高校生世代まで医療費無料化といったことをはじめ、様々な施策が展開をされていますが、そうしたことに該当しない、普段は納税だけで何も恩恵を受けていないといった思いの方々にも反映をされるものであり、このことは、町は町の財政を有効に活用して、住民の皆さんの生活の充実に使うとい

った予算の使い方に加え、住民の皆さん全てに等しく実施がされるものとして、意義深いものと私は考えます。

さらに今回の、このように支援が必要な事態が起こったときに、何かをしようとしても、その大もとの財源は、結局は住民の皆さんの税金であります。財源がなければ、何かしなければといくら思っても何もできません。今回のコロナウイルスを教訓に、町民の皆さん1人ひとりが税の大切さを知り、納税意識をより一層を高め、実践に努めていただくとともに、万が一の緊急事態には皆で乗り切っていけるように、財政的面からも、ふだんから準備をしていくことが大事だということを、町民の皆さん、そして行政の皆さんに再度意識していただきたいと強く願って、第38号の補正予算を賛成といたします。議員諸氏の賛同を、よろしく願いいたします。

今村副議長 ほかに討論はありませんか。

議員 なし。

今村副議長 ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより、議第38号について採決いたします。賛成の諸君は起立を願います。

議員 (起立、全員)

今村副議長 全員起立であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

議第38号の表決が終了いたしましたので、私が地方自治法第106条により、議長の職務を行うことは終了いたしました。河合議長、議長席にお戻りください。暫時休憩いたします。

(午前9時23分 休憩)

(午前9時24分 再開)

河合議長 それでは、再開いたします。お手数をかけました。申し訳ございません。

これをおもちまして、本臨時会に提出されました全議案を議了いたしました。本日の会議を閉じます。

これにて、令和2年5月第2回臨時議会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

(午前9時25分 閉会)